

非財務情報の不実開示に対する法的責任に関する一考察

報告者：台湾・中央警察大学法律学系・黄 瑞宣

報 告 要 旨

近年、サステナビリティの非財務情報の開示が重要視され、国際的な趨勢となってきたともいえよう。それは、投資家が企業価値を評価する際に、従来の財務情報だけでなく、環境、社会的責任、コーポレートガバナンス

(ESG) の三つ観点から、企業の中長期的かつ持続可能な成長などを分析・評価した上で、投資先企業を選別する投資方法であるからといえる。

しかし、投資家としては、企業が非財務情報の開示に関する ESG への取り組み情報を明確に理解するために、より具体的かつ信頼性の高い非財務情報を入手したい場合も考えられる。現に、サステナビリティ情報開示の枠組みやガイドラインは多様化しており、企業がそれを適用するか否かを判断できたり、まさに国によって規制が異なったりすることによって、情報の複雑化や混乱が生じ、投資家の投資判断に役立つ情報を提供できていないという問題もあると考えられる。

そのため、ESG 情報開示に関する国際的・統一的な基準が求められた。周知のように、国際財務報告基準財団 (IFRS) は、企業のサステナビリティ情報開示基準の統合が急務となっていることを踏まえ、第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP26) において、「国際サステナビリティ基準審議会

(ISSB: International Sustainability Standards Board)」の基準を正式に設立すると発表された。今後、ESG 情報開示は国際的な統一基準へと向かい、非財務情報開示の質と信頼性がさらに向上することが期待される。

なお、企業活動のグローバルな展開の中で、企業の資金調達もグローバルになり、投資家も世界中に点在することになる。財務情報とは異なり、非財務情報、発行者ごとに重要と判断して開示している情報が異なる可能性があり、一般的に投資家がどのような非財務情報を基に投資判断をするのかが明確ではないため、非財務情報のうち、どの情報が不実開示問題において、投資家の投資判断に著しい影響を与えることも考えられる。そうすると、投資家保護の視点から、不実開示に対する法的責任の追究、とりわけ発行者に対する民事責任が問題となるであろう。

したがって、本稿は、まず、非財務情報の開示に関する国際的な趣向を概観する。そして、台湾法におけるサステナビリティ開示に関する現行法および今後の動向について紹介する。最後に、企業が非財務情報の内容に虚偽記載またはその事実を隠蔽した場合、とりわけ発行者に対して非財務情報の不実開示に関する法的責任を探究したい。